



一般社団法人
メディカルスタディ協会

◇ 中島 慶八郎氏の医療ブツタ切り 第27回「マイナンバーはどこまで活用されるのか？」 ◇

文／中島 慶八郎 氏

マイナンバーはどこまで活用されるのか？

平成28年1月よりマイナンバー制度が施行される。本来、住民基本台帳が平成11年6月に公布され住民ナンバー制度が発足している、この住民基本台帳の最大の目的は本人の身分証明書の役割である。

それに関連して

- イ. 住民票のコピー
- ロ. 図書館の利用
- ハ. 健康検診とその相談
- ニ. 救急医療のための情報提供
- ホ. 災害時等の安否確認

等々に使用される事になっており、特にIT化によるカードで利用できることで推進されてきた。しかし、残念ながら国民の理解が不十分で自治体によってはそのセキュリティの保全が十分できていないのでは？という観点もあり、現状では5%の普及率と言われている。そこに、このマイナンバー制度が住基法と重複して施行されることになり、平成27年10月には国民一人に12桁の番号がつき、平成28年1月に施行される。

このマイナンバー制度の目的は国民一人一人の収入資産を正確に把握し、税収入を正確に確定できるようにしようと言うものである。ところが、まず、この12桁のナンバーをどこが発行するのか？多分、市町村が発行するのだと思われるが、管理はどこがするのか？が現時点で定まっていない。

将来は収入のみでなく、住基カードにある検診や、出来れば健康保険証の代行もでき、そしてクレジットカードの様に代金の決済までできることを検討している。現在、公的な顔写真付きの身分証明証はパスポートと運転免許証しかないので、本人確認はマイナンバーが出来れば容易となる。

医療に於いては、重複受診の抑制や、お薬手帳の代行も可能であり、その他の買い物等の支払いにも使用できるとなれば大変効率が良い。

しかし、高齢者が多くなる我が国において、このカードを紛失したらどうなるのだろうか？

また、年金基金情報が流れたように、マイナンバーの個人情報が流出し、さらに悪用される恐れはないのか？マイナンバー制度が定着すれば住基法は消滅すると思う。

しかし、上述したようにマイナンバーをどこまで活用できるか？その利用範囲と情報保護をどうやって確保するのか？が大きな論点となるだろう。

とりあえずは国民一人当たりの収入と資産を把握し、税の公平化と脱税を防ぐことからスタートするが、国民の理解を得てからでないとならば住基法のように施行されたが普及しない結果となるだろう。

国が国民一人一人の情報を管理することは法律上の種々の問題を抱えることになるので、その活用範囲の拡大は慎重に行われる必要がある。

利便性と危険性は表裏一体である。